

ゼロカーボンシティに向けたプラスチックごみ削減に関する協定書

上尾市（以下、「甲」という。）とウォータースタンド株式会社（以下、「乙」という。）は、「上尾市ゼロカーボンシティ宣言」に基づき、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現に向けて、プラスチックごみ削減を推進するため次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定書は、甲及び乙が連携・協力し、ペットボトル等の使い捨てプラスチック製品の使用を抑制するとともに、官民連携による取組を広げていくことでプラスチックごみの削減を推進するため、甲及び乙が基本的事項を取り決めるものであり、この協定書に記載された事項について相互に協力するものとする。

（甲の取組）

第2条 甲は、次の取組を実施する。

- (1) 乙が市役所本庁舎等に設置するマイボトル用給水機（設置部材を含む。以下、「ウォータースタンド」という。）を活用し、「上尾市ゼロカーボンシティ宣言」に基づいて、使い捨てプラスチック製品の使用抑制に向けて取り組むこと。
- (2) 官民の連携によるプラスチックごみの削減の推進に向けた取組を推進すること。
- (3) 前号の取組を市内外に周知し、使い捨てプラスチック製品の使用抑制およびプラスチックごみの削減の推進を啓発すること。

（乙の取組）

第3条 乙は、次の取組を実施する。

- (1) 「上尾市ゼロカーボンシティ宣言」に賛同し、ウォータースタンドの設置・維持を行うことを通じて、甲及び市民や事業者による使い捨てプラスチック製品の使用抑制およびプラスチックごみの削減の推進に向けた取組を促進すること。
- (2) 使い捨てプラスチック製品の使用抑制及びプラスチックごみ問題に関する知見や情報等を提供すること。

（協定の期間）

第4条 協定の期間は、協定締結の日から2027年（令和9年）3月31日までとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、業務により知りえた秘密情報を、相手方の事前承認を得ずに第三者に開示し、漏洩してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が終了した後も、前項に規定する義務を負うものとする。

（協定の変更）

第6条 本協定を変更する必要があるときは、甲及び乙で協議の上、変更することができるものとする。

（定めのない事項等）

第7条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

2026年（令和8年）4月1日

上尾市本町三丁目1番1号
甲 上尾市
上尾市長 畠山 稔



埼玉県さいたま市大宮区
乙 桜木町四丁目463番地
ウォータースタンド株式会社
代表取締役 本多 均

